

令和4年12月16日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
及び住所 ②株式会社ソラスト 東京都港区港南1丁目7番18号

2. 指名停止措置期間 : 令和4年12月16日から令和5年2月15日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

(株)ニチイ学館、(株)ソラストは、愛知県又は岐阜県に所在する20箇所の病院が発注した医療事務業務の入札に関し、令和4年10月17日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記2社が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138